

第27回定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年12月20日（火曜日）
午前11時（受付開始 午前10時）

場所

札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号
株式会社CEホールディングス
本社4階会議室

目次

第27回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件	
(提供書面)	
事業報告	15
連結計算書類	34
計算書類	36
監査報告	38

株 主 各 位

札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号

株式会社 CEホールディングス

代表取締役社長 齋 藤 直 和

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年12月19日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2022年12月19日（月曜日）午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申しあげます。 敬 具

記

1. 日 時 2022年12月20日（火曜日）午前11時
2. 場 所 札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号
株式会社CEホールディングス 本社4階会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第27期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第27期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ce-hd.co.jp>) に掲載しております。

①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の添付書類に記載のもの他、上記①及び②として表示すべきものも含まれております。

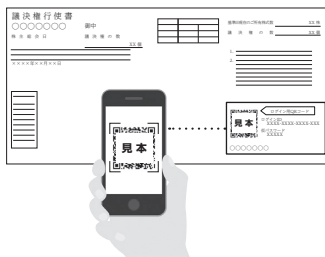
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ce-hd.co.jp>) に掲載いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

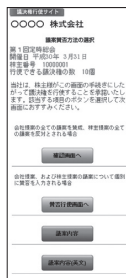
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

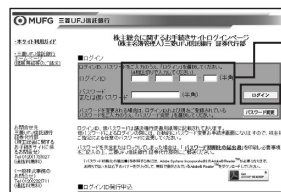
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

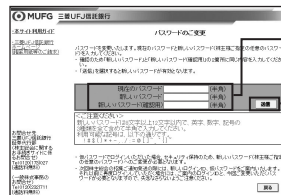
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益配分につきましては、経営基盤の一層の強化と事業拡大に必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への利益還元を継続して実施していくことを基本方針としております。

第27期の期末配当につきましては、当期業績や今後の事業展開並びに配当性向等を勘案し、普通配当を1株につき12.0円とさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金12.0円
配当総額 金180,677,832円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年12月21日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、2022年2月4日付で開示した「株式会社サンカクカンパニーの株式取得（完全子会社化）に関するお知らせ」の通り、株式会社サンカクカンパニーの株式に係る株式譲渡契約を締結し、2022年2月17日に同社が発行する全株式を取得して完全子会社としておりますが、これに伴い、同社の事業活動に即し、現行定款第2条（目的）の一部を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>1. ～10. (条文省略) (新 設)</p> <p>11. ～15. (条文省略)</p> <p>16. <u>広告、宣伝等に関するコンサルタント及び代理店業務。</u></p> <p>17. ～21. (条文省略)</p> <p><u>(参考書類等のインターネット開示)</u></p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ～10. (現行どおり)</p> <p>11. <u>営業及びマーケティングに関する支援及びコンサルティング業務。</u></p> <p>12. ～16. (現行どおり) (削 除)</p> <p>17. ～21. (現行どおり) (削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 <u>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(参考書類等のインターネット開示)は、なお効力を有する。</u></p> <p>2 <u>本条の規定は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会の答申を経て決定しており、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	候補者属性
1	すぎもと やすあき 杉本 恵昭	代表取締役会長 C I O（最高投資責任者）	再任
2	さいとう なおかず 齋藤 直和	代表取締役社長 C E O（最高経営責任者）	再任
3	まつざわ よしたか 松澤 好隆	専務取締役 C R O（最高リスク管理責任者）	再任
4	は が けいいち 芳賀 恵一	常務取締役 経営・事業企画室長 C S O（最高戦略責任者）	再任
5	たぐち つねひと 田口 常仁	取締役 管理担当 C F O（最高財務責任者）	再任
6	ふくい まこと 福井 誠	社外取締役	再任 社外

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	すぎもと やす あき 杉本 恵 昭 (1950年6月17日生)	1990年3月 株式会社オネスト代表取締役札幌支店長兼任 1996年3月 当社代表取締役社長 2003年7月 当社代表取締役会長CEO (最高経営責任者) 2004年7月 当社代表取締役会長 2004年12月 当社取締役会長 2010年12月 当社代表取締役社長 2012年6月 株式会社駅探社外取締役 2013年4月 株式会社シーエスアイ代表取締役社長 2016年12月 株式会社シーエスアイ代表取締役会長 2017年11月 株式会社エムシーエス代表取締役 2021年12月 当社代表取締役会長CIO (最高投資責任者) (現任) 2021年12月 株式会社シーエスアイ取締役経営顧問 (現任)	1,500,100株
【選任理由】 当社の創業者であり、長年にわたり当社代表取締役を務めております。引き続きこれらの豊富な経験、知識、人脈と事業投資に関する知見を活かし、当社グループの発展に貢献することが期待できることから、選任をお願いするものであります。			
2	さいとう なお かず 齋藤 直 和 (1963年11月3日生)	1987年4月 日本電気株式会社入社 2005年4月 同社医療ソリューション事業部第一営業部長 2009年7月 同社同事業部事業推進部長 2014年4月 同社医療ソリューション事業部長代理 2017年4月 同社未来都市づくり推進本部主幹 2017年4月 同社事業イノベーション戦略本部HealthTech事業開発室長 2017年12月 株式会社シーエスアイ代表取締役社長 2017年12月 当社取締役 2019年11月 株式会社マイクロロン取締役 (現任) 2021年12月 当社代表取締役社長CEO (最高経営責任者) (現任) 2021年12月 株式会社シーエスアイ取締役会長 (現任) 2022年2月 株式会社サンカクカンパニー取締役 (現任)	75,500株
【選任理由】 医療ソリューションをはじめ、医療・ヘルスケア全般に関する豊富な経験と見識を有し、当社代表取締役社長を務めております。政策動向、マーケティングに対する知見も活かし、当社グループ経営に貢献するとともに、今後の事業拡大を牽引していくことが期待できることから、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	まつざわ よし たか 松澤 好隆 (1957年6月6日生)	1997年4月 株式会社ジャパンケアサービス入社 2000年8月 当社入社 2004年7月 当社管理本部管理部長 2008年12月 当社取締役管理本部長 2014年12月 当社専務取締役管理担当 2015年3月 株式会社エムシーエス取締役(現任) 2019年11月 株式会社マイクロン取締役(現任) 2019年12月 株式会社Mocosuku取締役(現任) 2020年6月 株式会社駅探取締役 2020年12月 当社専務取締役 2020年12月 株式会社シーエスアイ取締役(現任) 2021年10月 株式会社デジタルソリューション取締役(現任) 2021年12月 当社専務取締役CRO(最高リスク管理責任者) (現任) 2022年2月 株式会社サンカクカンパニー取締役(現任)	164,600株
【選任理由】 管理部門全般に関する豊富な経験を有し、当社専務取締役を務めております。引き続きこれらの豊富な経験と見識を活かし、リスク管理、コンプライアンスなど内部管理体制の強化に貢献することが期待できることから、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふり 氏 (生 年 月 日) がな 名	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
4	は が けい い 芳 賀 恵 一 (1966年6月23日生)	1989年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 1998年10月 サイバートラスト株式会社入社 2000年12月 日本ベリサイン株式会社（現デジサート・ジャパン合同会社）入社 2005年5月 株式会社ビー・ユー・ジー（現ビー・ユー・ジーDMG森精機株式会社）入社 2008年12月 同社執行役員管理本部長 2015年5月 株式会社シーエスアイ入社 2015年10月 当社経営企画室長 2016年10月 当社執行役員経営企画室長 2017年12月 当社取締役経営企画室長 2019年11月 株式会社マイクロン取締役（現任） 2020年8月 当社取締役経営・事業企画室長 2020年12月 当社常務取締役経営・事業企画室長 2020年12月 株式会社Mocosuku取締役（現任） 2020年12月 株式会社エムフロンティア取締役（現任） 2021年12月 当社常務取締役経営・事業企画室長 CSO（最高戦略責任者）（現任） 2022年2月 株式会社シーエスアイ取締役（現任） 2022年2月 株式会社サンカクカンパニー常務取締役（現任）	61,600株
<p>【選任理由】</p> <p>IT企業における経営企画及び事業企画に関する豊富な経験を有し、当社常務取締役経営・事業企画室長を務めております。引き続きこれらの豊富な経験と見識を活かし、協業・提携等の実施、経営計画の策定に貢献することが期待できることから、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
5	た ぐち つね ひと 田 口 常 仁 (1967年1月20日生)	1989年4月 日本電気株式会社入社 2009年9月 株式会社ラルズ入社 2012年10月 株式会社アークス財務・経理グループ出向 2015年10月 株式会社シーエスアイ入社 2018年1月 同社管理本部副本部長 2018年1月 当社管理担当部長 2019年1月 株式会社シーエスアイ執行役員管理担当部長 2019年1月 当社執行役員管理担当部長 2019年12月 株式会社シーエスアイ取締役管理担当部長 2020年12月 当社取締役管理担当 2020年12月 株式会社シーエスアイ取締役管理担当（現任） 2020年12月 株式会社マイクロン取締役（現任） 2021年10月 株式会社デジタルソリューション取締役（現任） 2021年12月 当社取締役管理担当CFO（最高財務責任者） （現任） 2022年2月 株式会社サンカクカンパニー取締役（現任）	26,000株
【選任理由】 財務会計・ファイナンスに関する豊富な経験を有し、当社取締役管理担当を務めております。これらの豊富な経験と見識を活かし、財務戦略、経営管理に貢献することが期待できることから、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
6	ふくい まこと 福井 誠 (1969年11月7日生) (社外取締役候補者)	1993年4月 日本電気株式会社入社 2012年10月 同社公共・医療ソリューション事業本部 医療ソリューション事業部第一ソリューション部長 2018年4月 同社未来都市づくり推進本部本部長代理 2019年4月 同社デジタルヘルスケア事業開発室主席主幹 2020年4月 同社医療ソリューション事業部上席事業主幹 2021年12月 当社社外取締役 (現任) 2022年4月 同社医療ソリューション事業部門 製品・事業企画統括部長 (現任)	—
【選任理由及び期待される役割の概要】 医療ソリューションをはじめ、医療・ヘルスケア全般に関する豊富な経験と見識を有し、医療IT戦略など政策に関する知見も有しています。これらの経験や見識に基づく監督機能に留まらず、事業に対する適切な助言についても期待できることから、選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 福井誠氏は、社外取締役候補者であります。
3. 福井誠氏は、現在、当社の社外取締役であります。在任期間は1年となります。
4. 福井誠氏は、日本電気株式会社より使用人としての給与等を受けており、同社は当社の特定関係事業者（主要な取引先）に該当します。
5. 当社は福井誠氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の26頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

【ご参考】第3号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

【取締役が有する知識・経験】

氏名	地位	企業経営 経営管理	医療 ヘルスケア	営業 マーケティング	M&A	IT DX	財務会計 ファイナンス	人事労務 人材開発	法務 コンプライアンス	内部統制 リスク管理
すぎもと 杉本 恵昭	代表取締役会長 CIO（最高投資責任者）	○	○		○	○	○	○		
さいとう 齋藤 直和	代表取締役社長 CEO（最高経営責任者）	○	○	○		○			○	
まつざわ 松澤 好隆	専務取締役 CRO（最高リスク管理責任者）	○					○	○	○	○
はが 芳賀 恵一	常務取締役 経営・事業企画室長 CSO（最高戦略責任者）	○			○	○	○	○		○
たぐち 田口 常仁	取締役 管理担当 CFO（最高財務責任者）				○	○	○			○
ふくい 福井 誠	社外取締役	○	○	○		○				
よしずみ 吉住 実	社外取締役 常勤監査等委員	○			○					○
なくら 名倉 一誠	社外取締役 監査等委員							○	○	○
よしだ 吉田 周史	社外取締役 監査等委員				○		○			○

事業報告

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。この結果、前連結会計年度と収益の会計処理が異なることから、以下の事業の状況に関する説明において増減額及び前期比(%)を一部記載しておりません。

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(以下、「当期」という。)におけるわが国経済は、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されております。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクとなっており、また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある状況が続いております。

このような中で、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス」という。)の感染リスクと背中合わせの環境下、国民の生命や健康を支えている医療従事者及び医療機関の皆様には、敬意を表するとともに心より感謝申し上げます。

当社グループが事業を展開しております医療業界は、デジタル庁が策定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2022年6月7日アップデート)において、「健康・医療・介護」分野の国による関与(予算措置等)が、他の民間分野への波及効果が大きい準公共分野として指定されており、医療利用者数の急増が見込まれる中、担い手の負担軽減の観点からも、デジタル化とデータの利活用が重要な課題とされております。また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」、いわゆる「骨太方針2022」(2022年6月7日)により、医療DX推進本部が設置され、「全国医療情報プラットフォームの創設」、「電子カルテ情報の標準化」等を行政と関係業界が一丸となって進めるとされております。

これらのことから、その中核を担う電子カルテシステムを含む医療情報システムは今後も普及拡大していくものと考えております。

このような状況の中、当社グループの主力製品である電子カルテシステム「MI・RA・IS/AZ(ミライズ・エージー)」の販売において、過去最高水準となった前期末の受注残高に加え、当期の好調な受注高も着実に売上計上に結びついたことや、第2四半期連結会計期間末に連結対象に追加した株式会社サンカクカンパニーの業績が第3四半期連結会計期間から加算されたことなどにより、売上高は13,702百万円(前期12,284百万円)となりました。利益面におきましては、売上総利益3,158百万円(前期2,648百万円)、営業利益1,031百万円(前期879百万円)、経常利益1,044百万円(前期908百万円)となり、売上高、営業利益及び経常利益は過去最高となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は588百万円(前期は632百万円であり、株式会社駆探に係る関係会社株式売却益114百万円を特別利益として計上)となりました。

また、受注状況につきましては、受注高12,445百万円（前期比6.3%増）、受注残高は4,566百万円（前期末4,676百万円）となり、受注高は過去最高となりました。参考値として、収益認識会計基準等を前期末に適用していたと仮定した場合の前期末受注残高は4,140百万円であり、当期から連結対象となった株式会社サンカクカンパニーの追加等により、当期末受注残高は当該前期末残高と比べて426百万円増加しております。

なお、収益認識会計基準等を当期の期首から適用しており、当期の売上高は460百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ33百万円増加しております。詳細については、インターネット開示事項における「連結注記表 2. 会計方針の変更に関する注記（収益認識に関する会計基準等の適用）」をご参照ください。

当期のセグメント別概況は以下のとおりであり、セグメント利益又はセグメント損失は、営業利益ベースの数値であります。

〔医療ソリューション事業〕

医療機関向けの自社パッケージ製品である電子カルテシステム「M I ・ R A ・ I s シリーズ」を中心に、電子カルテシステムと他社の医事会計システム等の部門システムや、ハードウェア等を組み合わせ、主に中小病院向けに販売しております。また、医療情報システムの保守・運用等のサービスを提供している他、電子カルテと簡単に連携可能な問診サービス等、新たな製品の開発にも取り組んでおります。

また、主にNECグループからの委託により、地域中核病院を中心とした大病院向けの医事会計システム、電子カルテシステム、オーダーリングシステム、検査システム、輸血システム等の医療情報システムの開発を行っております。

マイクロンにおいて、製薬会社・医療機器メーカー等からの医薬品・医療機器等の開発業務受託、医療用画像解析ソフトウェアの開発・販売を行っております。また、医薬品・医療機器の臨床開発及び臨床研究領域において、電子カルテ記載情報を含む臨床現場を中心とした日常診療の情報を利活用する事業を進める等、電子カルテシステムとのシナジー創出に取り組んでおります。

当社グループの大半を占める医療ソリューション事業の経営成績につきましては、前記の状況により、受注高12,177百万円（前期比4.6%増）、受注残高4,431百万円（前期末4,658百万円）、売上高13,322百万円（前期12,133百万円）、セグメント利益1,148百万円（前期セグメント利益888百万円）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は460百万円増加し、セグメント利益は33百万円増加しております。

〔その他〕

企業や健保組合からの健康相談窓口や特定保健指導の受託、人材事業（介護士等の資格保有者派遣、一般紹介・派遣）、他社Webサイトの構築・運用業務、及び公共・商業施設向けデジタルサイネージシステムの販売等を行っております。

また、2022年2月17日に連結子会社化したサンカクカンパニーにおいて、Webサイト再構築（リブランディング）やWebプロモーション支援（Web広告の企画・制作・運用。SNS

を含む。)等、企業のデジタルマーケティング全般を行っております。

その他の経営成績につきましては、受注高267百万円（前期比268.4%増）、受注残高135百万円（前期末17百万円）、売上高380百万円（前期151百万円）、セグメント損失6百万円（前期セグメント損失11百万円）となりました。なお、その他においては、収益認識会計基準等の適用による売上高及びセグメント利益への影響はありません。

<セグメント別の売上高>

事業区分	第26期 (2021年9月期)		第27期 (2022年9月期) (当期)		前期比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
医療ソリューション事業	12,133	98.8	13,322	97.2	—	—
その他	151	1.2	380	2.8	—	—
合計	12,284	100.0	13,702	100.0	—	—

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当期首から適用しております。このため、当該会計基準等適用前の前期の実績値に対する増減額及び増減率は記載しておりません。

② 設備投資の状況

当期において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,434百万円であります。

その主なものは、事務所用不動産及び設備1,081百万円、販売用電子カルテシステムのソフトウェア181百万円、自社利用のソフトウェア106百万円、コンピュータ及び周辺機器等28百万円であります。

③ 資金調達の状況

当期中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として1,000百万円の調達を行いました。

④ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社の完全子会社である株式会社システム情報パートナー及び株式会社ディージェーワールドは、2021年10月1日を効力発生日として、株式会社システム情報パートナーを存続会社、株式会社ディージェーワールドを消滅会社とする吸収合併を行い、合併後の存続会社の商号を株式会社デジタルソリューションに変更いたしました。

⑤ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2022年2月17日付で株式会社サンカクカンパニーの発行する全株式を取得し、同社を連結子会社化いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 24 期 (2019年9月期)	第 25 期 (2020年9月期)	第 26 期 (2021年9月期)	第 27 期 (当連結会計年度) (2022年9月期)
売上高 (百万円)	11,651	10,603	12,284	13,702
経常利益 (百万円)	984	452	908	1,044
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	531	121	632	588
1株当たり当期純利益 (円)	35.26	8.10	42.34	39.13
総資産 (百万円)	7,812	8,858	9,459	10,905
純資産 (百万円)	4,887	4,839	5,479	6,082
1株当たり純資産 (円)	301.83	301.40	339.05	373.59

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 24 期 (2019年9月期)	第 25 期 (2020年9月期)	第 26 期 (2021年9月期)	第 27 期 (当事業年度) (2022年9月期)
営業収益 (百万円)	350	528	498	546
経常利益 (百万円)	58	231	227	151
当期純利益 (百万円)	62	85	143	158
1株当たり当期純利益 (円)	4.16	5.69	9.59	10.51
総資産 (百万円)	3,891	4,957	4,587	5,158
純資産 (百万円)	3,274	3,176	3,262	3,324
1株当たり純資産 (円)	216.78	212.89	218.05	220.80

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第27期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

- 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
- 当社は、2019年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。当該株式分割については、第24期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社シーエスアイ	100百万円	100.0%	電子カルテシステムを中心とした医療システム開発と受託システム開発
株式会社Mocosuku	140百万円	57.5%	医療とWebの知見を活用した、産業保健事業、人材事業、マーケティング事業
株式会社エムシーエス	100百万円	51.0%	看護業務システムの開発・導入・運用保守をトータルサポート
株式会社マイクロン	50百万円	70.6%	イメージング技術を活用した効率的な臨床開発支援
株式会社エムフロンティア	25百万円	70.6%	臨床開発に必要な高度な人材の派遣
株式会社デジタルソリューション	20百万円	100.0%	医療情報システムの開発・導入・運用保守をトータルサポート
株式会社サンカクカンパニー	50百万円	100.0%	企業やサービスのデジタルマーケティング実行支援とデジタルマーケティング人材を育成

(注) 1. 当社の連結子会社は7社であります。

2. 当社の完全子会社である株式会社システム情報パートナー及び株式会社ディージェーワールドは、2021年10月1日を効力発生日として、株式会社システム情報パートナーを存続会社、株式会社ディージェーワールドを消滅会社とする吸収合併を行い、合併後の存続会社の商号を株式会社デジタルソリューションに変更いたしました。

3. 当社は、2022年2月17日付で株式会社サンカクカンパニーの発行する全株式を取得し、同社を連結子会社化いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、医療を中心としたヘルスケア全般をITで支援し、それに関わる「国民の安全・安心な生活」や「社会や事業者が抱える課題解決」に寄与することを企業理念としております。この理念を実現し企業価値を最大化してくためには、グループ規模や事業領域を拡大するとともに、コンプライアンスや企業の社会的責任への取り組みを推進して行くことが必要であり、以下に示す課題に対処してまいります。

① 既存事業の収益拡大

当社グループの主力製品は、医療機関向けの電子カルテシステム「MI・RA・ISシリーズ」であり、当社グループは、医療に関わるすべての人々のために、さらなる利便性や診療の効率化の追求、未来を見据えた柔軟性・発展性を念頭においた製品づくりを行い、院内から他施設、そして患者やその家族へつながる連携力のあるシステムをご提供しております。

電子カルテシステムのみならず、当社グループの各製品・サービスにおいて製品力・営業力を強化し、また導入作業効率化や仕入れ品の集中購買等により原価低減を図っております。これに加え働き方改革や社員エンゲージメント向上への取り組みを強化し生産性向上を実現することにより、収益拡大を図ってまいります。

② 既存事業の強みを生かした新たなサービスビジネスの創出

当社グループのコア・コンピタンスは、医療をはじめとするヘルスケア領域全般における現場のニーズを理解し、中長期にわたり価値を提供しつづけることができる製品と人材を保有していることであります。このコア・コンピタンスを生かし、既存の顧客基盤や経営資源を活用・発展させ、新たな価値を継続的に提供し続ける高収益なサービスビジネスを創出してまいります。

③ 既存事業に次ぐ、成長事業の創出

当社は、新会社設立・出資・M&Aによりグループ会社を増やし、ヘルスケアを中心に事業領域を拡大しております。

2022年2月に株式会社サンカクカンパニーを子会社化しデジタルマーケティングの顧客支援業務を開始しましたが、当該業務の拡大を進めるとともに、獲得した知見を生かし、ヘルスケア領域でのサービスビジネスを加速させてまいります。また、これに限らず、成長性が見込まれる事業の発掘と立ち上げを進めます。

④ 内部管理体制の強化について

企業が社会的責任を誠実に果たすことは、安定した経営を継続するための必須条件です。

当社グループは、法令、定款、社会規範を順守するため、経営理念・経営方針に基づき、企業行動憲章、企業行動規範、コンプライアンス規程、リスク管理基本規程を制定し、グループ各社への周知を徹底するとともに、内部統制システムの構築・維持・向上に取り組んでおります。

また監査等委員会設置会社として、取締役会の議決権を持つ監査等委員である取締役の監査により、コーポレート・ガバナンスの充実、取締役会の監査・監督機能の強化、経営の公正性・効率性の向上を図っております。

その他、情報セキュリティの管理を徹底し、当社グループに関わる情報資産を様々な脅威から守るとともに、製品やサービスを中心とした事業全般の品質管理についても、適切な運用・管理・維持・改善に取り組んでまいりたいと考えております。

今後も皆様方のご期待にお応えするべく、役職員一同、業容の拡大と企業価値の向上を目指す所存でございますので、引き続きご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年9月30日現在)

事業区分	主要な製品・サービス
医療ソリューション事業	<p>電子カルテシステム（診療記録システム・オーダーリングシステム・看護支援システム）の開発・販売 【MI・RA・Is/AZ】 一般病院向け電子カルテシステム 「MI・RA・Is/AZ」 クラウド型電子カルテサービス 「MI・RA・Is/AZ for Cloud」 混在型病院向け電子カルテシステム 「MI・RA・Is/AZ Mix」 小規模病院向け電子カルテシステム 「MI・RA・Is/AZ Lite」 【MI・RA・Is/QS】 小規模医療機関向けクラウド型電子カルテシステム 【かかりんDX問診】 医療機関・患者のコミュニケーションサービス</p> <p>医療情報システムの受託開発 医療情報システムの運用管理 医療機関向け料金後払いシステム 医薬品・医療機器等の開発業務受託 医療用画像解析ソフトウェアの開発・販売</p>
その他	<p>ヘルスケア関連情報提供、マーケティング支援 健康管理業務の受託 デジタルサイネージシステムの販売 Webサイトの構築・運用、コンテンツ制作 企業やサービスのデジタルマーケティング実行支援、デジタルマーケ 人材育成</p>

(6) **主要な事業所** (2022年9月30日現在)

- ① 当社
本社 札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号
東京オフィス 東京都北区上中里二丁目9番1号
- ② 子会社
株式会社シーエスアイ
本社 札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号
東京支社 東京都北区上中里二丁目9番1号
大阪支店 大阪府中央区本町三丁目5番7号 御堂筋本町ビル
九州支店 福岡市博多区博多駅前一丁目4番4号 東京建物博多ビル

株式会社Mocosuku

本社 東京都大田区田園調布本町41番4号

株式会社エムシーエス

本社 青森県弘前市大字神田二丁目5番地9
東京支店 東京都北区上中里二丁目9番1号

株式会社マイクロン

本社 東京都港区三田三丁目13番16号 三田43MTビル
大阪支社 大阪府淀川区宮原四丁目5番36号 ONEST新大阪スクエア

株式会社エムフロンティア

本社 東京都港区三田三丁目13番16号 三田43MTビル

株式会社デジタルソリューション

本社 東京都北区上中里二丁目9番1号

株式会社サンカクカンパニー

本社 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目28番4号 KSビル

- (注) 1. 当社東京オフィス並びに株式会社シーエスアイ東京支社、株式会社エムシーエス東京支店、株式会社デジタルソリューション本社は、2022年6月13日付でCEHD東京ビル（東京都北区）へ移転いたしました。
2. 当社の完全子会社である株式会社システム情報パートナー及び株式会社ディージェーワールドは、2021年10月1日を効力発生日として、株式会社システム情報パートナーを存続会社、株式会社ディージェーワールドを消滅会社とする吸収合併を行い、合併後の存続会社の商号を株式会社デジタルソリューションに変更いたしました。

(7) 従業員の状況 (2022年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
医療ソリューション事業	502名	10名増
その他	74名	54名増
全社共通	17名	—
合計	593名	64名増

- (注) 1. 上記従業員数には、臨時従業員59名は含まれておりません。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて64名増加したのは、主として2022年2月17日付で株式会社サンカクカンパニーを連結子会社化したためであります。

② 当社の従業員の状況

当社は持株会社であるため、記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社北洋銀行	654百万円
株式会社三井住友銀行	588百万円
株式会社北海道銀行	304百万円
株式会社三菱UFJ銀行	172百万円
株式会社みずほ銀行	86百万円
株式会社日本政策金融公庫	29百万円
株式会社きらぼし銀行	26百万円
株式会社横浜銀行	21百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 39,932,000株
 ② 発行済株式の総数 15,273,500株 (自己株式217,014株を含む。)

(注) 当社は、取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。) 5名及び子会社取締役 (監査役を除く。) 7名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2022年1月21日付で普通株式95,000株を発行いたしました。

- ③ 株主数 16,941名
 ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
杉 本 恵 昭	1,500,100株	9.96%
日 本 電 気 株 式 会 社	1,200,000株	7.97%
光 通 信 株 式 会 社	1,079,600株	7.17%
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2	1,065,100株	7.07%
株 式 会 社 E M シ ス テ ム ズ	700,000株	4.65%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	699,300株	4.65%
株 式 会 社 エ ス ア イ エ ル	384,800株	2.56%
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	298,200株	1.98%
日 本 事 務 器 株 式 会 社	283,200株	1.88%
株 式 会 社 北 洋 銀 行	225,200株	1.50%

(注) 持株比率は自己株式 (217,014株) を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。)	74,400株	5名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告26頁「2. (3) ④取締役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員等の状況

① 取締役等の状況（2022年9月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 C I O（最高投資責任者）	杉本 恵昭	株式会社シーエスアイ 取締役 経営顧問
代表取締役社長 C E O（最高経営責任者）	齋藤 直和	株式会社シーエスアイ 取締役 会長
専務取締役 C R O（最高リスク管理責任者）	松澤 好隆	株式会社シーエスアイ 取締役
常務取締役 C S O（最高戦略責任者）	芳賀 恵一	経営・事業企画室長 株式会社シーエスアイ 取締役
取締役 C F O（最高財務責任者）	田口 常仁	管理担当 株式会社シーエスアイ 取締役 管理担当
取締役	福井 誠	日本電気株式会社 医療ソリューション事業部 製品・事業企画統括部長
取 締 役 （常勤監査等委員）	吉住 実	-
取 締 役 （監査等委員）	名倉 一誠	名倉一誠法律事務所 弁護士
取 締 役 （監査等委員）	吉田 周史	吉田周史公認会計士事務所 公認会計士

- (注) 1. 取締役福井誠氏、取締役（常勤監査等委員）吉住実氏、取締役（監査等委員）名倉一誠氏及び吉田周史氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（常勤監査等委員）吉住実氏は、経営に関する相当程度の知見を有しており、情報収集その他監査の実効性を高めることが期待できることから、常勤監査等委員として選定しております。
3. 取締役（監査等委員）名倉一誠氏は、弁護士として、法務及び財務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）吉田周史氏は、公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（常勤監査等委員）吉住実氏、取締役（監査等委員）名倉一誠氏及び吉田周史氏は、当社が株式を上場している東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、両取引所の規則等に定める独立役員としての届出をしております。
6. 当事業年度中の取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。
- 2021年12月21日開催の第26回定時株主総会終結の時をもって、金田直之氏及び松尾茂氏は、任期満了により取締役を退任いたしました。

- ・ 2021年12月21日をもって、次のとおり取締役に変更がありました。

氏名	異動後の地位及び担当	異動前の地位及び担当
杉本 恵昭	代表取締役会長CIO（最高投資責任者）	代表取締役社長
齋藤 直和	代表取締役社長CEO（最高経営責任者）	取締役
松澤 好隆	専務取締役CRO（最高リスク管理責任者）	専務取締役
芳賀 恵一	常務取締役経営・事業企画室長 CSO（最高戦略責任者）	常務取締役経営・事業企画室長
田口 常仁	取締役管理担当CFO（最高財務責任者）	取締役管理担当

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び子会社取締役・監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を追うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生じる損害を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為により生じた損害の場合には填補の対象としないこととしております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年12月21日開催の取締役会において、取締役（監査等委員会である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

I. 取締役の個人別の報酬等のうち、次の事項の決定に関する方針

a. 個人別の基本報酬等（業績連動報酬等・非金銭報酬等以外）の額又は算定方法

基本報酬（確定額報酬）として、役員報酬に関する規程に基づき、株主総会で決定された報酬の範囲内で会社の業績や経営状況、及び各人の成果や責任等を勘案し、基本報酬額を決定いたします。また会社の状況、業績を勘案して賞与を支給することもあります。

b. 業績連動報酬等について業績指標の内容、額又は数の算定方法
採用しておりません。

c. 非金銭報酬等の内容、「額もしくは数」又は「算定方法」

非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬制度とし、譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給いたします。

制度の概要は2019年12月18日開催の定時株主総会において決議された以下のとおりといたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けます。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額40百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年80,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下、「本株式」という。）の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件とします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理されます。

d. aとcの割合（構成比率）

基本報酬と、非金銭報酬の支給割合は、非金銭報酬が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることが目的となるような最も適切な支給割合とすることを方針とします。

II. 報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

基本報酬は、在任中に毎月定額支払うこととします。

非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬制度は、在任中に、本制度に基づく金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けます。

III. 報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項

a. 委任を受ける者の氏名又は当該会社での地位・担当

代表取締役会長、代表取締役社長

b. 委任する権限の内容

I. a. の個人別の報酬額の決定

c.権限の適切な行使のための措置がある場合はその内容

報酬等の重要な事項の検討に際しては、独立社外取締役3名から適切な関与・助言を得ることができる体制をとっております。

Ⅳ. 報酬等の内容の決定方法（Ⅲ. の事項を除く）

該当なし

Ⅴ. その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

該当なし

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取 締 役 (監査等委員を除く)	112	84	27	6
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	7 (7)	7 (7)	- (-)	3 (3)
合 計 （うち社外取締役）	120 (7)	92 (7)	27 (-)	9 (3)

(注) 1. 上表には、2021年12月21日開催の第26回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 現任の社外取締役（監査等委員を除く）1名については、無報酬のため支給人員には含まれておりません。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年12月18日開催の第20回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち社外取締役1名）です。また、2019年12月18日開催の第24回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額は年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち社外取締役1名）です。
6. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年12月18日開催の第20回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外取締役3名）です。
7. 個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき、代表取締役会長杉本恵昭及び代表取締役社長齋藤直和が委任を受けて協議を行い、取締役の基本報酬の額を決定しております。委任した理由は、当社業績を勘案しつつ、各取締役の担当について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
8. 当該事業年度の個人別の報酬等の内容については、独立社外取締役3名から適切な関与・助言を得ており、取締役会もその判断を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役福井誠氏は、日本電気株式会社の医療ソリューション事業部門製品・事業企画統括部長であります。同社は当社の大株主であり、同社と当社グループの間には営業上の取引関係があります。
- ・ 社外取締役（監査等委員）名倉一誠氏は、名倉一誠法律事務所の弁護士であります。同法律事務所と当社グループの間には特別な関係はありません。
- ・ 社外取締役（監査等委員）吉田周史氏は、吉田周史公認会計士事務所の公認会計士及び株式会社ホープの監査役であります。同会計事務所及び株式会社ホープと当社グループの間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 福 井 誠	2021年12月21日就任以降、当事業年度開催の取締役会14回全てに出席しております。医療ソリューションをはじめとした各種ソリューション事業に関する豊富な知識と経験を有し、その経歴に基づいて、社外取締役として求められる監督機能が期待されており、必要に応じて助言・発言を行っております。
社外取締役（常勤監査等委員） 吉 住 実	当事業年度開催の取締役会19回全てに出席し、監査等委員会26回全てに出席しております。必要に応じ、経営者としての豊富な経験・見識から助言・発言を行っております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として、開催された委員会2回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における諮問機能を担っております。
社外取締役（監査等委員） 名 倉 一 誠	当事業年度開催の取締役会19回全てに出席し、監査等委員会26回全てに出席しております。必要に応じ、弁護士としての経験を活かした助言・発言を行っております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として、開催された委員会2回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における諮問機能を担っております。
社外取締役（監査等委員） 吉 田 周 史	当事業年度開催の取締役会19回全てに出席し、監査等委員会26回のうち、25回に出席しております。必要に応じ、公認会計士としての経験を活かした助言・発言を行っております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として、開催された委員会2回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における諮問機能を担っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人シドー

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システムの基本方針」という。）についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役、従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念・企業理念に基づき、企業行動憲章・企業行動規範・コンプライアンス規程を制定し、当社及び当社子会社において、これらの社内周知を徹底するとともに、コンプライアンス体制の基盤整備並びに内部統制システムの構築・維持・向上を推進しております。

また、業務執行における各種法令・定款並びに企業行動憲章等の順守を担保するため、当社グループのすべての役員及び従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パートタイマー、アルバイト、その他臨時に採用された者及び派遣労働者を含む。）を対象とした内部通報規程を制定・運用するとともに、内部監査室による定期的な業務監査を実施し、代表取締役社長及び監査等委員会に報告しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の株主総会並びに取締役会議事録、稟議書、契約書等の取締役の職務の執行に係る重要事項については、文書取扱規程に基づき保管・管理するものとし、監査等委員・会計監査人等からの閲覧要請に備える体制をとっております。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理基本規程」をはじめとした各種規程の整備と内部牽制体制の充実を図るとともに、定期的な内部監査を実施することにより、リスク顕在化を未然に防止するよう努めております。

また、万一リスクが生じた場合その解決に向けて迅速に情報収集・分析を行い、リスク管理統轄機関を中心としたリスク管理体制のもと、的確な対応を行うこととし、法律上の判断が必要な場合は、顧問弁護士と適宜連携できる体制をとっております。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役会では、様々な視点からなる検討と活発な意見の交換を踏まえたうえで、事業活動の意思決定を行っております。

また、当社及び当社子会社の取締役会決議により改廃される職務権限規程及び業務分掌規程に従い、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。

⑤ 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社子会社の主要な日常事務については、稟議・決裁権限及び会計に関する部分において当社に準じた運用を行っております。その他の子会社業務については、「関係会社管理規程」に基づき、適宜子会社より報告を求める体制をとるとともに、子会社の重要な事業運営に関する事項については、当社において取締役会への報告並びに付議を行っております。

なお、当社の取締役は、各子会社の取締役を兼任しており、職務の執行状況を随時把握しております。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項
監査等委員会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置することといたします。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該従業員は、監査等委員会の指示に従って、監査等委員会の職務の補助に当たります。
当社は、当該従業員が監査等委員会の職務の補助に必要な権限を確保するほか、当該従業員の人事異動等の雇用条件に関する事項については、予め監査等委員会に相談し、意見を求めることといたします。
- ⑧ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制
監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、必要に応じて経営会議等の重要な会議に出席し、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員からの報告を受けております。
また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が、職務執行に関し重要な法令・定款違反及び不正行為又は会社に著しい損害を及ぼす事実を知った場合、並びに社内における問題点を収集・分析し重要と判断した場合には、監査等委員会へ報告することとしております。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制
前号の監査等委員会への報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないこととしております。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払又は償還を請求したときは、速やかに当該費用又は債務の処理を行うこととしております。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会規則に従い、監査等委員会は会計監査人及び内部監査室との緊密な連携体制をとり、効率的な監査を実施するよう努めております。また、監査環境において不足していると認められる事項について、監査等委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）に助言・提言・勧告を行うこととしております。
- ⑫ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
当社は、金融商品取引法の定めに従って、良好な統制環境を保持するとともに、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用を行うことにより、財務報告の信頼性と適正性を確保いたします。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力の排除をコンプライアンスや企業の社会的責任への重要な取り組みの一つとして位置付け、反社会的勢力や団体に対しては「恐れない」「金品を出さない」「利用しない」の原則を事業活動のあらゆる分野で順守し、関係をもたない旨を基本方針としております。

・反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、上記基本方針を含む「企業行動規範」を定めるとともに、「コンプライアンス規程」を通じ、当社及び当社子会社においてこれらの社内周知の徹底を図っております。万が一、反社会的勢力や団体から不当要求等を受けた場合には、経営・事業企画室を対応担当部門とし、関係部門と協議を行うとともに、警察・弁護士・その他関係機関等と連携し対応いたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制

上記内部統制システムの基本方針の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ・内部統制システムの基本方針のほか、企業行動憲章・企業行動規範・コンプライアンス規程・リスク管理基本規程等、当社グループ全社に適用すべき方針や規範、規程類（以下、「グループ規程」という。）については、当社及び子会社各社の社内ウェブサイト・イントラネットにより常時閲覧できる体制をとるほか、朝礼で黙読を行うなど、グループ規程の周知を図り、その理念の浸透に努めております。
- ・内部通報規程に基づき、第三者を相談窓口とした内部通報制度管理規程内部通報窓口を整備・運用するとともに、内部監査部門による監査を実施することにより、コンプライアンスに関する意識の向上を図っております。
- ・子会社を含めた業務の適正性確保のため、当社経営会議において、子会社の代表取締役社長は、子会社の現況について適宜報告を行っております。また、子会社の重要な事業運営に関する事項については、当社取締役会に報告あるいは付議を行い、タイムリーな情報の共有に努めております。
- ・監査等委員は、月1回の定時監査等委員会のほか、必要に応じ臨時に監査等委員会を開催し、随時取締役へ当社グループの現況について報告を求めるなど、監査の実効性の確保に努めております。また、効率的な監査を実施するため、四半期ごと定時に、また必要に応じ臨時に、会計監査人及び内部監査部門と意見交換の場を設けております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	7,100,777	流動負債	3,262,698
現金及び預金	3,958,521	買掛金	1,179,379
受取手形、売掛金及び契約資産	2,440,141	短期借入金	100,000
商品及び製品	3,421	1年内償還予定の社債	5,000
仕掛品	345,520	1年内返済予定の長期借入金	598,042
原材料及び貯蔵品	1,272	リース債務	1,524
未収入金	1,996	未払金	226,862
前払費用	219,528	未払法人税等	305,077
未収法人税等	44,970	賞与引当金	227,627
その他	94,632	未払消費税等	153,762
貸倒引当金	△9,227	未払費用	137,583
固定資産	3,804,621	契約負債	308,229
有形固定資産	1,739,851	預り金	18,247
建物及び構築物	996,846	その他	1,361
車両運搬具	2,418	固定負債	1,560,591
工具、器具及び備品	93,689	長期借入金	1,186,822
土地	618,090	リース債務	2,026
建設仮勘定	28,807	退職給付に係る負債	194,116
無形固定資産	987,843	長期未払金	163,155
ソフトウェア	313,341	資産除去債務	14,471
ソフトウェア仮勘定	304,188	負債合計	4,823,289
商標権	416	純 資 産 の 部	
電話加入権	250	株主資本	5,614,537
のれん	369,645	資本金	1,198,552
投資その他の資産	1,076,926	資本剰余金	1,224,404
投資有価証券	435,750	利益剰余金	3,291,991
差入敷金保証金	109,250	自己株式	△100,410
破産更生債権等	46,119	その他の包括利益累計額	10,479
繰延税金資産	295,682	その他有価証券評価差額金	10,479
退職給付に係る資産	129,607	非支配株主持分	457,091
長期前払費用	63,281	純 資 産 合 計	6,082,108
その他	43,713	負債純資産合計	10,905,398
貸倒引当金	△46,479		
資 産 合 計	10,905,398		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		13,702,572
売上原価		10,543,926
売上総利益		3,158,646
販売費及び一般管理費		2,127,431
営業利益		1,031,214
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,166	
投資有価証券売却益	56	
投資事業組合運用益	428	
為替差益	5,784	
その他	11,859	21,295
営業外費用		
支払利息	7,948	
その他	234	8,182
経常利益		1,044,328
特別利益		
投資有価証券償還益	120	
保険解約返戻金	89,664	89,784
特別損失		
固定資産除却損	6,827	
役員退職慰労金	60,800	67,627
税金等調整前当期純利益		1,066,484
法人税、住民税及び事業税	478,003	
法人税等調整額	△94,171	383,831
当期純利益		682,652
非支配株主に帰属する当期純利益		94,650
親会社株主に帰属する当期純利益		588,002

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	733,609	流動負債	671,682
現金及び預金	475,842	短期借入金	100,000
前払費用	18,746	1年内返済予定の長期借入金	520,548
関係会社貸付金	120,000	未払金	39,241
未収法人税等	41,343	預り金	2,293
未収入金	457	前受収益	8,294
その他	77,219	その他	1,304
貸倒引当金	△0	固定負債	1,162,747
固定資産	4,425,359	長期借入金	1,119,026
有形固定資産	1,601,870	長期未払金	29,250
建物	929,056	資産除去債務	14,471
構築物	8,096	負 債 合 計	1,834,429
工具、器具及び備品	46,627	純 資 産 の 部	
土地	618,090	株主資本	3,314,059
無形固定資産	8,981	資本金	1,198,552
ソフトウェア	8,847	資本剰余金	1,217,768
商標権	133	資本準備金	1,217,768
投資その他の資産	2,814,507	利益剰余金	998,149
投資有価証券	435,750	利益準備金	1,200
関係会社株式	1,793,998	その他利益剰余金	996,949
関係会社長期貸付金	450,000	繰越利益剰余金	996,949
繰延税金資産	43,548	自己株式	△100,410
長期前払費用	58,481	評価・換算差額等	10,479
その他	33,088	その他有価証券評価差額金	10,479
貸倒引当金	△360	純 資 産 合 計	3,324,539
資 産 合 計	5,158,968	負 債 純 資 産 合 計	5,158,968

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		546,694
営業費用		398,511
営業利益		148,183
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,588	
投資有価証券売却益	56	
投資事業組合運用益	428	
その他	3,434	9,508
営業外費用		
支払利息	6,323	6,323
経常利益		151,368
特別利益		
投資有価証券償還益	120	120
特別損失		
固定資産除却損	5,145	5,145
税引前当期純利益		146,342
法人税、住民税及び事業税	950	
法人税等調整額	△12,608	△11,658
当期純利益		158,001

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月15日

株式会社CEホールディングス
取締役会御中

監査法人シドール

札幌事務所

指定社員	公認会計士	菅井	朗
業務執行社員			
指定社員	公認会計士	政近	克幸
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社CEホールディングスの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社CEホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月15日

株式会社CEホールディングス
取締役会御中

監査法人シド一

札幌事務所

指定社員	公認会計士	菅井	朗
業務執行社員			
指定社員	公認会計士	政近	克幸
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社CEホールディングスの2021年10月1日から2022年9月30日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び各部門からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人シドーの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人シドーの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月16日

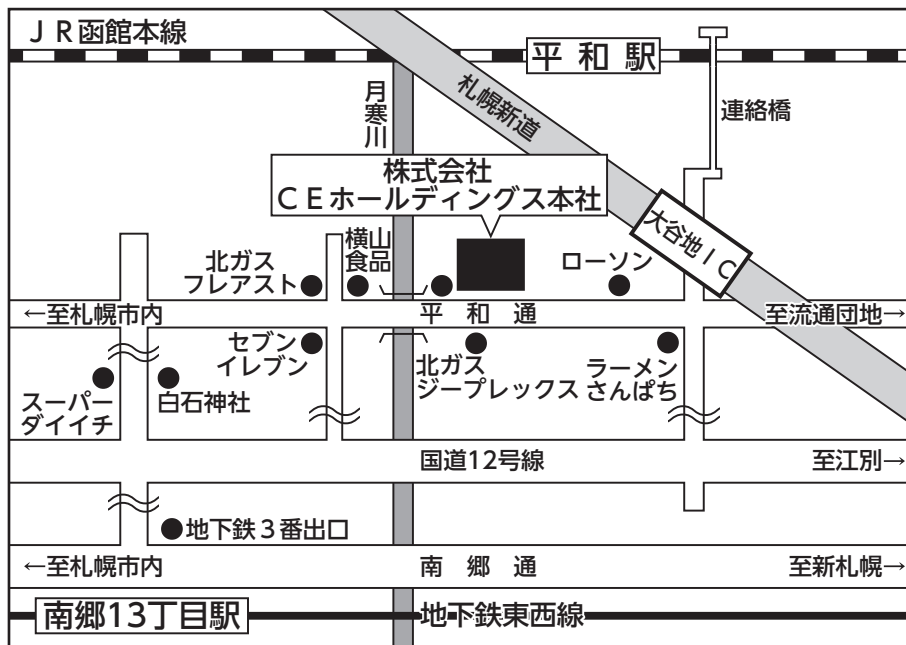
株式会社 C E ホールディングス	監査等委員会
常勤監査等委員	吉 住 実 ㊟
監査等委員	名 倉 一 誠 ㊟
監査等委員	吉 田 周 史 ㊟

(注) 常勤監査等委員吉住 実、監査等委員名倉 一誠及び吉田 周史は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場のご案内

会場：札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号
株式会社CEホールディングス 本社4階会議室
電話：011-861-1600



【交通】

地下鉄 東西線南郷13丁目駅から徒歩15分
J R 平和駅から徒歩12分
タクシー JR新札幌駅から約15分

※株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます。）ので、ご注意ください。

【CEホールディングス本社】

